

# 平成19年所得税と 町県民税が変わります

◎所得税から町県民税に財源が  
移譲されます

◎定率減税が廃止されます

所得税と町県民税は、個人の所得額に応じて課税される点で似ている税金ですが、所得税は国税で、町県民税は県と町の税金であるという大きな違いがあります。

平成19年から、国の三位一体改革の一環として、国から地方に3兆円の税源を移譲することになっていますが、その実施方法は、所得税の割合を減らして、町県民税の割合を増やすことによって税源を移譲する内容になっています。

これにより、みなさんの平成19年からの所得税と町県民税は、次のように変わります。  
(所得額・所得控除額が前年と全く同じと仮定した場合です)

- ①ほとんどの方は、所得税が減り町県民税が増えます。
- ②所得税と町県民税の割合が変わるだけで、その合計額は変わりません。

(別表1・2参照)  
ただし平成19年は、所得税、町

県民税とも定率減税が廃止されるため、平成18年に比べると、税負担は増えることとなります。得ている所得の種類ごとに税額が変わる時期は、別表3のようになります。

地方公共団体は、所得税など国税で集めた税金から、多額の国庫補助金を受けて行政サービスをしています。地方が自主的に財源の確保を行い、住民のみなさんにとって真に必要な行政サービスをするための「税源移譲」です。ご理解をお願いします。

◎近年の町県民税の主な改正について

平成19年の改正については前述のとおりですが、近年の町県民税の改正は別表4のとおりです。

特に平成18年は、65歳以上の方にとって「老年者控除廃止」、「年金所得控除額の引下げ」、「所得額125万以下の非課税措置廃止」という大きな改正があり、それまでに比べ税額が増え、驚いた方も多かったと思います。(急激な税額の変化を避ける目的で、激変緩和措置がとられています。平成18年は本来

の税額から3分の2が減額されています。平成19年は3分の1を減額し、平成20年には本来の税額が課税されることになっています。)

65歳以上の方にとっては、今までに比べると負担をおかけすることになりますが、世代間の公平の観点からの改正です。ご理解をお願いします。

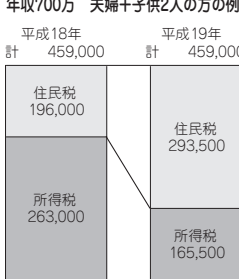
なお、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ  
税務課 ☎72-16932

別表3 所得の種類ごと税額が変わる時期

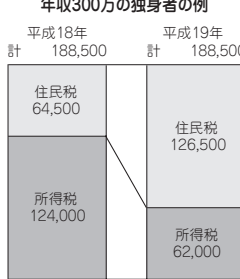
所得の種類	税額が変わる時期
給与所得者で所得税及び町県民税が天引きされている方	平成19年1月支給の給料から所得税が減ります。 平成19年6月支給の給料から町県民税が増えます。
給与所得者で所得税は天引きされているが町県民税は天引きされていない方	平成19年1月支給の給料から所得税が減ります。 平成19年6月に課税される町県民税が増えます。
事業所得者の方	平成20年2月～3月の所得税申告の際、所得税が減ります。 平成19年6月に課税される町県民税が増えます。
年金所得者の方	平成19年1月以降に支給される年金の所得税が減ります。 平成19年6月に課税される町県民税が増えます。

別表2 年収700万 夫婦+子供2人の方の例



\*ただし、平成19年は定率減税廃止により税負担は増えます。

別表1 年収300万の独身者の例



\*ただし、平成19年は定率減税廃止により税負担は増えます。

### 《最低賃金の確認方法》

- 時間給の場合  
時間給 $\geq$ 618円
- 日給の場合  
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 618円
- 月給の場合  
月給 $\times$ 12ヶ月 $\div$ 年間総所定労働時間 $\geq$ 618円

福島県内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される福島県最低賃金が次のとおり改正されました。  
**時間額 618円**

「ねえ、みんなこの金額に目を留めて」  
福島県の最低賃金が平成18年10月1日から変わりました

別表4 近年の主な町県民税の改正

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
改正内容	①均等割額年額3,000円から4,000円になった	①配偶者特別控除、配偶者控除の重複控除廃止 ②夫に均等割がある場合の妻の均等割半額課税	①定率減税額半分(15%→7.5%) ②森林環境税導入(年額1,000円) ③妻の均等割全額課税 ④老年者控除廃止 ⑤65歳以上の年金所得控除額引下げ ⑥65歳以上で所得が15万以下の者の非課税措置廃止	①定率減税廃止 ②税源移譲のため税率改正

\*平成18年度改正⑥により課税された方には激変緩和措置があり、平成18年度は本来の税額から3分の2が減額されています。平成19年度は3分の1が減額され、平成20年度には全額課税されます。

◆最低賃金に算入されない賃金  
○精皆勤、通勤、家族手当  
○時間外、休日労働の賃金及び深夜労働の割増手当  
○臨時に支払われる賃金  
○1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金  
◆最低賃金の適用除外を受けられる労働者は  
①精神又は身体の障害により著しく労働力の低い方  
②試用期間中の方  
③職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける方のうちの一のもの  
④イ所定労働時間の特に短い方  
○軽易な業務に従事する方  
○断続的労働に従事する方  
◆次の特定産業には、福島県最低賃金ではなく、別に決められている福島県産業別最低賃金が適用されます。  
(非鉄金属製造業) (電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品、デバイス製造業) (輸送用機械器具製造業) (精密機械器具製造業) (自動車小売業)

◎最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり、処罰対象となります。最低賃金についてのご照会、ご相談は、福島労働局賃金室(福島市霞町1-46) 024-53614604 又は最寄の労働基準監督署へお問い合わせください。